第四条の三第二項第二号中「を被合併法人」の下に「又は完全子法人（法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人をいう。以下この条において同じ。）を、「適格合併」の下に「又は適格株式分配」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ　被合併法人及び合併法人の株主等（当該被合併法人及び合併法人を除く。）の全てについて、その者が保有する当該被合併法人の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）の数（出資にあつては、金額。以下この条において同じ。）の当該被合併法人の発行済株式等（当該合併法人が保有する当該被合併法人の株式を除く。）の総数（出資にあつては、総額。以下この条において同じ。）のうちに占める割合と当該者が保有する当該合併法人の株式の数の当該合併法人の発行済株式等（当該被合併法人が保有する当該合併法人の株式を除く。）の総数のうちに占める割合とが等しい場合における当該被合併法人と合併法人との間の関係

第四条の三第二項第二号ハ及びニを削り、同条第三項第一号中「前項第二号ハ又はニ」を「前項第二号ロ」に改め、同項第二号中「「支配関係」と」の下に「、「被合併法人又は完全子法人（法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人をいう。以下この条において同じ。）」とあるのを「被合併」と」を加え、同条第四項中「無対価合併にあつては、」の下に「第二項第二号ロに掲げる関係があるもの又は」を加え、「全て又は」を「全て若しくは」に、「又は出資」を「若しくは出資」に改め、同項第三号中「業務（」の下に「当該合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに」を加え、「には、」を「における」に、「及び当該適格合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務を」に改め、同項第四号中「合併法人（」を「合併に係る合併法人（当該合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人並びに」に、「には、」を「における」に、「を含む」を「及び当該適格合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人を含む」に改め、同項第五号中「（出資を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「当該合併法人」を「当該合併に係る合併法人」に改め、「交付されるもの（」の下に「当該合併が無対価合併である場合にあつては、支配株主が当該合併の直後に保有する当該合併に係る合併法人の株式の数に支配株主が当該合併の直後に保有する当該合併に係る合併法人の株式の帳簿価額として財務省令で定める金額のうちに支配株主が当該合併の直前に保有していた当該合併に係る被合併法人の株式の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した数の当該合併に係る合併法人の株式」を加え、同条第六項第一号ロ中「被合併法人」の下に「又は完全子法人」を、「適格合併」の下に「又は適格株式分配」を加え、同号ハ中「法第二条第十二号の十五の二に規定する」を削り、同号ニ(1)及び(2)並びに同項第二号イ中「被合併法人」の下に「又は完全子法人」を、「適格合併」の下に「又は適格株式分配」を加え、同号イ(2)を次のように改める。

(2)　分割法人の株主等（当該分割法人及び分割承継法人を除く。）及び分割承継法人の株主等（当該分割承継法人を除く。）の全てについて、その者が保有する当該分割法人の株式の数の当該分割法人の発行済株式等（当該分割承継法人が保有する当該分割法人の株式を除く。）の総数のうちに占める割合と当該者が保有する当該分割承継法人の株式の数の当該分割承継法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合とが等しい場合における当該分割法人と分割承継法人との間の関係

第四条の三第六項第二号イ(3)を削り、同号ロ、ハ(1)及び(2)並びにニ中「被合併法人」の下に「又は完全子法人」を、「適格合併」の下に「又は適格株式分配」を加え、同条第七項第一号イ中「前項第二号イ(3)」を「前項第二号イ(2)」に改め、同項第二号中「「支配関係」と」の下に「、「被合併法人又は完全子法人」とあるのを「被合併法人」と、「適格合併又は適格株式分配」とあるのを「適格合併」と」を加え、同条第八項中「無対価分割にあつては」の下に「、第六項第二号イ(2)に掲げる関係がある分割型分割」を加え、「資本又は」を「資本若しくは」に改め、「である分割型分割」の下に「又は分割法人が分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係がある分社型分割」を加え、同項第四号中「業務（」の下に「当該分割承継法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに」を加え、「には、当該合併法人」を「における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人」に改め、同項第五号中「分割承継法人（」の下に「当該分割承継法人との間に完全支配関係がある法人並びに」を加え、「には、当該合併法人」を「における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人」に改め、同項第六号イ中「交付されるもの（」の下に「当該分割型分割が無対価分割である場合にあつては、支配株主が当該分割型分割の直後に保有する当該分割承継法人の株式の数に支配株主が当該分割型分割の直後に保有していた当該分割承継法人の株式の帳簿価額として財務省令で定める金額のうちに支配株主が当該分割型分割の直前に保有していた当該分割承継法人の株式の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した数の当該分割承継法人の株式の数に当該分割承継法人が当該分社型分割の直後に保有する当該分割承継法人の株式の帳簿価額として財務省令で定める金額のうちに当該分割法人が当該分社型分割により当該分割承継法人に移転した資産又は負債の帳簿価額を基礎として財務省令で定めるところにより計算した金額の占める割合を乗じて計算した数の当該分割承継法人の株式」を加え、「分社型分割に係る分割法人」を「分割法人」に、「当該株式」を「当該いずれか一方の株式」に改め、同条第十項中「（出資にあつては、総額）及び（出資にあつては、金額）」を削り、同条第十三項第一号イ中「被合併法人」の下に「又は完全子法人」を、「適格合併」の下に「又は適格株式分配」を加え、同号ロ中「法第二条第十二号の十五の二に規定する」を削り、同号ハ及び同項第二号イからハまでの規定中「被合併法人」の下に「又は完全子法人」を、「適格合併」の下に「又は適格株式分配」を加え、同条第十四項第二号中「「支配関係」と」の下に「、「被合併法人又は完全子法人」とあるのを「被合併法人」と、「適格合併又は適格株式分配」とあるのを「適格合併」と」を加え、同条第十五項第四号中「業務（」の下に「当該被現物出資法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに」を加え、「には、当該合併法人」を「における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人」に改め、同項第五号中「被現物出資法人（」の下に「当該被現物出資法人との間に完全支配関係がある法人並びに」を加え、「には、当該合併法人」を「における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人」に改め、同条第十六項第一号中「法第二条第十二号の十五の二に規定する」及び「（以下この項において「完全子法人」という。）」を削り、同条第十八項第一号中「被合併法人」の下に「又は完全子法人」を、「適格合併」の下に「又は適格株式分配」を加え、同項第二号中「一の者が株式交換完全子法人及び株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係（次項において「同一者完全支配関係」という。）又は株式交換完全親法人及び当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する者が株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を保有する」を「株式交換完全子法人の株主（当該株式交換完全子法人及び株式交換完全親法人を除く。）及び株式交換完全親法人の株主等（当該株式交換完全親法人を除く。）の全てについて、その者が保有する当該株式交換完全子法人の株式の数の当該株式交換完全子法人の発行済株式等（当該株式交換完全親法人が保有する当該株式交換完全子法人の株式を除く。）の総数のうちに占める割合と当該者が保有する当該株式交換完全親法人の株式の数の当該株式交換完全親法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合とが等しい場合における当該株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間の」に、「において「親法人完全支配関係」を「及び第二十項において「株主均等割合保有関係」に改め、同号イ中「又は」を「若しくは」に改め、「限る。）」の下に「又は当該株式交換完全親法人を完全子法人とする適格株式分配」を、「から当該適格合併」の下に「又は適格株式分配」を加え、同号ロ中「適格合併」の下に「又は適格株式分配」を加え、同号に次のように加える。

ニ　当該株式交換後に当該株式交換完全親法人を完全子法人とする適格株式分配を行うことが見込まれている場合には、当該株式交換後に当該株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人による完全支配関係が継続すること（当該株式交換後に当該株式交換完全子法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該株式交換の時から当該適格合併の直前の時まで当該完全支配関係が継続すること）。